



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 都市計画事業の変更の認可・2件（道路街路課） 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2

告 示

沖縄県告示第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第578号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年11月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・6・18号山手線及び3・5・1号中央線
- 3 事業施行期間 平成20年9月26日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第451号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年沖縄県告示第166号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年11月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・那34号石嶺駅前線
- 3 事業施行期間 平成25年3月15日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間及び施行範囲の変更

沖縄県告示第452号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 嘉手納町字水釜地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年11月14日から平成31年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第453号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年11月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 読谷村の一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年9月12日から同年10月18日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--